インドネシア共和国官報

2019 年 694 号　　法務・人権省、地理的表示

地理的表示に関する

インドネシア共和国法務・人権大臣令

2019 年 12 号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は、

商標及び地理的表示に関する法律 2016 年 20 号第 55 条第（2）項、第 60 条、及び第 71 条第（5）項を履行するため、地理的表示に関する法務・人権大臣令を定める必要があること

を検討し、

1. 省庁に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、官報追記 4916 号）
2. 商標及び地理的表示に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、官報追記 5953 号）
3. 最後の改正が法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2019 年 28 号の四度目の改正に関する政令 2014 年 45 号（インドネシア共和国官報 2019 年 71 号、官報追記 6335 号）で行われた

www.peraturan.go.id

法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令 2014 年 45 号（インドネシア共和国官報 2014 年 125 号、官報追記 5541 号）

4. 法務・人権省に関する大統領令 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）

5. 最後の改正が法務・人権省の組織と業務手続に関する法務・人権大臣令

2015 年 29 号に対する三度目の改正に関する法務・人権省令 2018 年 24 号（インドネシア共和国官報 2018 年 1135 号）により行われた、法務・人権省の組織と業務手続に関する法務・人権大臣令 2015 年 29 号（インドネシア共和国官報 2015 年 1473 号）を

考慮し、

地理的表示に関する
インドネシア共和国法務・人権大臣令を定めることを

決定する

第 I 章
総則

第 1 条

本大臣令では用語を以下のように定義する。

1. 地理的表示とは、商品及び／又は製品の原産地を示す標識であり、自然的要因、人的要因又はそれらの組合せを含むその地理的環境要因により、

www.peraturan.go.id

そこで生産される商品及び／又は製品に特定の評判、品質、及び特性を与えるものをいう。

2. 地理的表示の権限とは、地理的表示保護が与えられる根拠となった評判、品質、特性が維持されている限り、国によって登録された地理的表示の所有者に付与される独占権をいう。

3. 出願とは、大臣に提出される地理的表示の登録出願をいう。

4. 出願人とは、地理的表示を出願する特定の地理的領域にいる地域社会を代表する機関及び／又は地方政府をいう。

5. 代理人とは、単一国家インドネシア共和国の領域内に居住又は恒久的住居を有する知的財産権コンサルタントをいう。

6. 地理的表示専門家チームとは、要件記載書を評価できる専門知識を有し、且つ、国内地理的表示の登録、改正、取消、指導及び／又は監督に関して検討／勧告を大臣に提供するチームをいう。

7. 要件記載書とは、地理的表示の出願の対象となる商品及び／又は製品の評判、品質、及び特性を含む地理的要因に関連する商品及び／又は製品の情報を含む書類をいう。

8. 出願日とは、知的財産権総局に出願が受領された日付をいう。

9. 受領日とは、必要最低限の要件を満たしている出願が受領された日付をいう。

10. 送付日とは、郵便物に消印が押された日付及び／又は電子メールの送付日をいう。

www.peraturan.go.id

11. 地理的表示公報とは、大臣によって電子的及び／又は非電子的に発行され、地理的表示の規定が記載されている公報をいう。
12. 地理的表示の監督とは、地理的表示に登録されている商品に対する評判、品質及び特性の観察をいう。
13. 国際条約とは、国際法に基づいて書面で作成された特定の形式及び名前の条約であり、国法において権限と責任を有する。
14. 大臣とは、法律分野の行政を担当する大臣をいう。
15. 日とは、就業日をいう。

第 2 条

地理的表示は大臣が登録した後で保護されるものとする。

第 II 章
地理的表示の登録要件及び手続

第一部
出願要件

第 3 条

⑴ 第 2 条に述べる保護を受けるために、出願人は大臣に出願を提出しなければならない。
⑵ 出願は、出願人又はその代理人が出願用紙にインドネシア語で記入し、提出することで行う。
⑶ 第（1）項に述べる出願には、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する法令の規定に則った手数料が課される。

www.peraturan.go.id

⑷ 第

(1)項に述べる出願用紙には、少なくとも以下のことが記載される。

a. 出願の年月日

b. 出願人の氏名及び住所

c. 代理人を通じて出願する場合は、代理人の氏名及び住所

d. 地理的表示の名称

e. 商品の名称、及び

f. 地理的表示の翻訳、トランスリテラシー、及びラベル

⑸ 第（1）項に述べる出願を提出する際は、以下を添付しなければならない。

a. 出願の手数料納付の受領書

b. 最小寸法 2 x 2 cm、最大寸法 9 x 9 cm の地理的表示のラベル 2 枚

c. 要件記載書の要約又は概要

d. 外国から地理的表示を出願する場合は、原産国で承認及び／又は登録されたことを証明できる証明書又は合法な証拠書類の写し

e. 代理人を通じて出願する場合は、委任状

f. 要件記載書、及び

g. b から f までの電子書類

⑹ 第（4）項 f に述べる要件記載書は、以下のものから成り立つ。

a. 出願の対象となる地理的表示の出願人のデータ

b. 出願の対象となる地理的表示の名称

c. 地理的表示により保護される製品の名称

d. 特定の商品を同種の他の商品から区別する特性及び品質に関する説明

www.peraturan.go.id

e. 生産される商品の品質又は特性に影響を与える地理的環境及び自然的要因、人的要因が一体化されたものの説明

f. 地理的表示の対象となる地方及び／又は地域地図の境界線の説明

g. その地域で生産される商品を指定するうえでの地理的表示に関係する歴史及び伝統の概要。これには公衆による当該地理的表示の認識の説明が含まれる

h. 生産者が当該地域で関連する商品を生産、処理、又は製造することができる生産方法、処理及び製造方法の説明

i. 生産される商品の品質を確認するために使用される試験方法の説明、及び

j. 商品に使用され、地理的表示が記載されているラベル

⑺ 地理的表示登録の出願用紙の様式及び要件記載書の系統的な執筆は、本大臣令と一体となっている添付資料 I に記載されている。

第二部
出願手続

第 4 条

第 3 条に述べる出願は、以下の方法で行うことができる。

a. 電子的、又は

b. 非電子的

www.peraturan.go.id

第 5 条

⑴ 第 4 条 a に述べる電子的な出願は、知的財産権総局の正式なウェブサイトを通じて行うことができる。

⑵ 第（1）項に述べる出願を提出する場合、出願人は第 3 条第（4）項に述べる出願用紙に電子的に入力しなければならない。

⑶ 第（2）項に述べる出願用紙に入力することに加えて、出願人は第 3 条第（5）項の a から f で指定される書類を添付しなければならない。

第 6 条

⑴ 第 4 条 b に述べる非電子的な出願は、出願用紙に記入し、書面で提出することによって行う。

⑵ 第（1）項に述べる出願用紙は、出願人又はその代理人によって 2 部作成される。

⑶ 第（1）項に述べる出願を提出する際、出願人は第 3 条第（5）項の a から f で指定される書類を添付しなければならない。

第 7 条

⑴ 各々の出願には必ず方式審査が行われる。

⑵ 第（1）項に述べる方式審査は、第 3 条に述べる出願用紙及び出願要件の書類の完備に対して行われる。

⑶ 第（2）項に述べる方式審査は、出願日から 30 日以内に行われる。

第 8 条

⑴ 第 7 条に述べる方式審査の結果で出願要件の書類に不備がある場合、

www.peraturan.go.id

大臣は出願人に要件を満たすように書面で通知する。

⑵ 出願人は、要件書類の不備通知書の送付日から 3 か月以内に、第（1）項に述べる出願要件の書類を補正しなければならない。

⑶ 第（2）項の期間内に出願人が出願要件の書類を補正しなかった場合、出願は取り下げられたものとしてみなされる。

第 9 条

⑴ 第 7 条に述べる方式審査の結果で不備がない場合、出願に受領日が記載される。

⑵ 大臣は第（1）項に述べる受領日から 15 日以内に、出願を地理的表示公報で公告する。

⑶ 第（2）項に述べる地理的表示公報での出願の公告は、2 か月間行われる。

第 10 条

⑴ 該当関係者は、第 9 条第（2）項に述べる公告期間中に、当該出願に対する異議申立を書面で大臣に提出することができる。

⑵ 第

⑴ 項に述べる異議申立には、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する法令の規定に則った手数料が課される。

www.peraturan.go.id

⑶ 第（1）項に述べる異議申立は、当該出願が登録されるべきではないこと、又は却下されるべきであることの十分な理由及び証拠付けるものを備えなければならない。

⑷ 第（2）項に述べる異議申立がある場合、大臣は異議申立の書類の受理日から 14 日以内に、当該異議申立の写しを出願人又はその代理人に送付する。

⑸ 出願人又はその代理人は、当該異議申立の写しの送付日から 2 か月以内に、第（2）項に述べる異議申立への反論を大臣に提出することができる。

第 11 条

⑴ 大臣は、公告期間終了後から 10 日以内に、実体審査を請求するように出願人に通知する。

⑵ 第（1）項に述べる実体審査の請求には、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する法令の規定に則った手数料が課される。

第三部 実体審査

第 12 条

⑴ 実体審査の請求をするためには、出願人又はその代理人がインドネシア語で請求用紙を 2 部記入しなければならない。

⑵ 第（1）項に述べる実体審査の請求は、大臣より送付される実体審査通知書の送付日から 60 日以内に請求しなければならない。

www.peraturan.go.id

⑶ 第（1）項に述べる地理的表示の実体審査の請求用紙の様式は、本大臣令と一体となっている添付資料 II に記載されている。

第 13 条

⑴ 出願人が第 11 条に述べる期間内に実体審査の請求をしなかった場合、出願は取り下げられたものとしてみなされる。

⑵ 大臣は第（1）項に述べる出願が取り下げられたものとしてみなされることを出願人又はその代理人に書面で通知する。

第 14 条

⑴ 実体審査は地理的表示専門家チームによって行われる。

⑵ 実体審査は、出願者が実体審査を請求及び手数料を納付してから行われる。

⑶ 第（1）項に述べる実体審査を実行する際、地理的表示専門家チームは各々の異議申立及び／又は反論を考慮する。

⑷ 第（1）項に述べる地理的表示専門家チームは、大臣によって定められる。

⑸ 第（1）項に述べる実体審査は、実体審査の請求日が受理された日付から 150 日以内に行われる。

第 15 条

⑴ 第 14 条第（1）項に述べる実体審査を行う際に、地理的表示専門家チームは要件記載書に対して評価を行う。

www.peraturan.go.id

⑵ 国内の地理的表示の出願において、要件記載書の評価を行うために、地理的表示の対象となる商品が生産されている現地を訪問し、要件記載書と現状の適合性を評価する。

⑶ 出願の評価が第 3 条に述べる要件を満たしている場合、地理的表示専門家チームは大臣に当該地理的表示を登録及び地理的表示公報で公告するように提案する。

⑷ 出願が第 3 項に述べる要件を満たしている場合、大臣は出願が承認されたことで登録及び地理的表示公報で公告する決定を定める。

⑸ 登録された地理的表示は、公有財産に変わることはできない。

第 16 条

⑴ 第 15 条第（5）項に述べる登録された地理的表示に対して、該当関係者は大臣に地理的表示の使用登録を出願することができる。

⑵ 第（1）項に述べる出願は、出願用紙に記入し、以下の書類を添付することによって行う。

a 地理的表示の使用登録出願の手数料納付の受領書

b 地理的表示の権利を有する所有者からの推奨

c 代理人を通じて出願する場合は、委任状

d 登録された地理的表示の証明書の写し、及び

e 出願人からの当該書類が本物であることの宣誓書

www.peraturan.go.id

⑶ 第（1）項に述べる出願には、法務・人権省で適用される非税国家収入の種類と料率に関する政令で定められた通りの手数料が課される。

⑷ 第（2）項に述べる要件を満たした後、大臣は 20 日以内に受領日を付与し、2 か月間地理的表示の使用者公報で公告する。

⑸ 地理的表示の使用登録が第（4）項に述べる公告期間を経過した場合、大臣は地理的表示の使用者公報で出願人を地理的表示の使用者として登録し、地理的表示の使用標識を発行する。

⑹ 地理的表示の使用の出願用紙の様式は、本大臣令と一体となっている添付資料 III に記載されている。

第 17 条

⑴ 地理的表示専門家チームが出願を却下すべきものと検討した場合、大臣は地理的表示専門家チームからの提案の受理日から 30 日以内に、その理由を記載して出願人又はその代理人に書面で通知する。

⑵ 第（1）項に述べる通知書の受領日から 3 か月以内に、出願人又はその代理人は、理由を述べて却下に対する応答をすることができる。

⑶ 出願人又はその代理人が第（2）項に述べる期間内に却下への応答をしなかった場合、大臣は出願の却下に関する決定を定める。

www.peraturan.go.id

⑷ 出願人又はその代理人が第（2）項に述べる却下への応答をした場合、大臣は当該応答の受理から 30 日以内に、応答を地理的表示専門家チームに通知する。

⑸ 却下への応答が受理された場合、地理的表示専門家チームは当該出願は登録することができ、且つ、地理的表示公報で公告することができることを大臣に提案する。

⑹ 却下への応答が受理できなかった場合、地理的表示専門家チームは大臣に却下を提案する。

⑺ 第（3）項及び第（6）項に述べる却下は、出願者又はその代理人に理由を添えて書面で通知される。

⑻ 出願者又はその代理人は第（7）項に述べる却下に対して、商標審判委員会へ審判請求を提出することができる。

第 III 章
外国からの地理的表示の登録

第 18 条

外国からの地理的表示の登録は以下に基づいて行うことができる。

a. 外国からの出願、又は
b. 国際条約

第一部
外国からの出願

第 19 条

⑴ 単一国家インドネシア共和国の領域外に居住又は恒久的住居を有する出願人による出願は、

www.peraturan.go.id

代理人によって提出されなければならない。

⑵ 第（1）項に述べる出願は、地理的表示がその原産国において有効な規定に従って承認及び／又は登録されている場合にのみ登録することができる。

⑶ 第 5 条に述べる出願要件の規定は、外国からの出願に対しても適用される。

⑷ 第（3）項に述べる出願要件に加えて、外国からの地理的表示の出願には、インドネシア語及び英語版の要件記載書を備えなければならない。

⑸ 第（4）項に述べる出願及び要件記載書に対して方式審査が行われる。

⑹ 第 6 条から第 11 条に述べる地理的表示の登録出願に関する規定は、外国からの出願に対して準用される。

第 20 条

第 21 条第（5）項に述べる審査結果に基づいて出願に不備がなく公告期間も経過した場合、大臣は代理人を通じて出願人に実体審査の請求及び手数料を納付するように通知する。

第 21 条

⑴ 外国からの出願が第 19 条及び第 20 条に述べる規定を満たしている場合、地理的表示専門家チームは実体審査を行う。

⑵ 第 14 条及び第 15 条に述べる実体審査に関する規定は、

www.peraturan.go.id

外国からの地理的表示の登録出願に対して準用される。

第 22 条

⑴ 地理的表示の出願が受理された場合、大臣は地理的表示公報で公告する。

⑵ 第（1）項に述べる規定に基づいて出願された外国からの地理的表示は、原産国で保護されている限り、保護の対象となる。

第二部 国際条約

第 23 条

⑴ 外国からの地理的表示登録は、単一国家インドネシア共和国と一国及び／又は複数の国の間での国際条約に基づいて行うことができる。

⑵ 第（1）項に述べる条約は、二国間条約又は多国間条約として行われる。

⑶ 第（1）項に述べる国際条約に基づいた地理的表示登録は、以下のことを考慮しなければならない。

a. 単一国家インドネシア共和国で適用される法令に対する条約の合法性、及び

b. 原産国で登録／承認された地理的表示一覧を交換する提案

⑷ 第（3）項 b に述べる地理的表示一覧の交換は、両当事者の合意が求められる。

第 24 条

⑴ 国際条約の交渉で提出される地理的表示一覧には、審査が行われる。

www.peraturan.go.id

⑵ 第（1）項に述べる審査は、地理的表示専門家チームによって行われる。

⑶ 第（1）項に述べる審査は、商標及び地理的表示に関する法律 2016 年 20 号第 56 条及び第 58 条に基づいて行われる。

⑷ 第（2）項に述べる地理的表示専門家チームの審査は、以下のことに対して行われる。

a. 地理的表示が対象となる製品の技術仕様、及び

b. 原産国で承認及び／又は登録されたことを証明できる証明書又は合法な証拠書類の写し

⑸ 地理的表示専門家チームは、第（4）項に述べる審査結果が地理的表示公報で公告されるよう大臣に報告する。

⑹ 第（5）項に述べる地理的表示公報の公告は、2 か月間行われる。

第 25 条

⑴ 該当関係者は、第 24 条第（6）項に述べる公告期間中に、手数料を納付したうえで、当該出願に対する異議申立を書面で大臣に提出することができる。

⑵ 第（1）項に述べる異議申立は、当該出願が登録されるべきではないこと、又は却下されるべきであることの理由及び十分に証拠付けるものを伴っていなければならない。理由は以下の通りとする。

a. 国の国是、法令の規定、宗教的道徳価値、倫理又は公共秩序に反するため、

b. 一般名、植物品種名称、又は動物品種名称と同じであり、消費者に当該商品の経歴に対して誤認が生じてしまうため、又は

www.peraturan.go.id

c. 全て、又は一部がインドネシアで保護されている地理的表示と同音異義語であるため。

⑶ 地理的表示専門家チームは、第（2）項に述べる評価に基づいて異議申立の評価を行う。

⑷ 地理的表示専門家チームは、交渉人又は同類の名称を有する者に伝達してもらえるよう、大臣に当該評価結果を報告する。

⑸ 国際条約を通じて地理的表示一覧が合意された場合、大臣は当該国際条約がインドネシアで適用される際に地理的表示一覧の登録が承認され、且つ、地理的表示公報で公告することを決定する。

⑹ 異議申立の受理又は却下される件について、大臣は通知書の写しを異議申立を申請した当事者に提出する。

第 26 条

⑴ 国際条約の仕組みを通じて取得した地理的表示の保護は、以下の状況において終了する。

a. 原産国での地理的表示の保護が終了した場合、又は

b. 国際条約が終了した場合。但し、当該国際条約においてその他の内容で記載されている場合は、除外される。

⑵ 第（1）項に述べる地理的表示の保護が終了した場合、当該地理的表示の登録は削除され、地理的表示公報で公告される。

www.peraturan.go.id

第 IV 章
地理的表示専門家チーム

第一部
構成員の任命及び組織の構成

第 27 条

(1) 地理的表示専門家チームは、以下から成るものとする。

a. 会長兼構成員を務める人が一名

b. 副会長兼構成員を務める人が一名、及び

c. 構成員を務める地理的表示の分野においての専門家

(2) 第（1）項に述べる地理的表示専門家チームの構成員は、最大で以下の 15 人から構成される。

a. 大臣の代表者

b. 農業、漁業、工業、商業担当の省、及び／又は関連する省の代表者

c. 商品の品質の監督及び／又は検査を遂行することを授権された機関又は庁の代表者、及び／又は

d. その他の適格専門家。

(3) 第（1）項に述べる地理的表示専門家チームは、専門知識を基に任務を遂行する。

第 28 条

(1)第 27 条第（2）項に述べる地理的表示専門家チームは、以下の要件を満たさなければならない。

a. インドネシア国籍を有する

b. 単一国家インドネシア共和国の領域内に居住を有する

c. 唯一の神への信仰を有する

d. 肉体的及び精神的な健康を有する

e. 外国語能力を有する

f. 地理的表示に関する法令に対する理解を有する、及び

www.peraturan.go.id

g. 農業、畜産業、漁業、工業、法律、商業分野及び／又はその他の専門知識において知識、専門知識、及び／又は経験を少なくとも 10 年間有する

(2) 第（1）項に述べる要件は、以下の書類を備えることで証明される。

a. 合法な住民登録書又は身分証明書の写し

b. 肉体的及び精神的に健康であることの証明書

c. 履歴書

d. 最新のカラーの証明写真、及び

e. 第 27 条第（2）項 a、b、及び c に述べる許可書又は関連機関からの指名書

第 29 条

⑴ 地理的表示専門家チームの構成員は、知的財産権総局長からの提案で大臣によって任命及び解任される。

⑵ 第（1）項に述べる地理的表示専門家チームの任期は 5 年間であり、次期の任期で再任されることができる。

⑶ 会長及び副会長は地理的表示専門家チームの構成員の中から、地理的表示専門家チームの構成員によって選任される。

⑷ 第（3）項に述べる地理的表示専門家チームの会長及び副会長の選任は、協議して行う。

⑸ 第（4）項に述べる協議で合意が得られなかった場合、選任は多数決によって行われる。

⑹ 選任された地理的表示専門家チームの会長及び副会長は、大臣決定によって定められる。

www.peraturan.go.id

第 30 条

(1) 地理的表示専門家チームの構成員は以下の場合において任務終了となる。

a. 死亡した場合

b. 自らの意志で辞任した場合

c. 単一国家インドネシア共和国の領域外に居住を有する場合

d. 6 か月間連続で肉体的及び又は精神的な病を患い、医師の証明書で証明された場合

e. 地理的表示専門家チームの構成員としての任期が終了した場合

f. 任務を果たせなかったことによる解任、又は卑劣な行為による解任、及び／又は

g. 最短 5 年間の有罪判決を受けた場合

(2) 第（1）項に述べる規定で構成員が解任された場合、同じ専門知識を有する構成員を新たに任命することができる。

第 31 条

(1) 会長が第 30 条第（1）項 a、b、c、d、f、又は g に述べる構成員としての任務が終了した場合、地理的表示専門家チームの副会長が会長の代わりになり、残りの任期を務める。

(2) 副会長が第 30 条第（1）項 a、b、c、d、f、又は g に述べる構成員としての任務が終了した場合、地理的表示専門家チームの会長は、残りの任期を務める副会長を地理的表示専門家チームの構成員から指名する。

(3) 地理的表示専門家チームの会長及び副会長が第 30 条第（1）項 a、b、c、d、f、又は g に述べる構成員としての任務を同時に終了した場合、

www.peraturan.go.id

(1)構成員は直ちに残りの任期を務める地理的表示専門家チームの会長及び副会長を選任し、推薦する。

⑷ 第（1）項から第（3）項に述べる地理的表示専門家チームの会長及び／又は副会長の選任及び決定には、第 29 条第（4）項から第（6）項までの規定が適用される。

第二部 任務及び職務

第 32 条

⑴ 地理的表示専門家チームの任務及び職務は以下の通りとする。

a. 要件記載書の審査及び評価

b. 地理的表示の対象となる商品の技術仕様の審査、検証及び評価、且つ、国際条約の出願の場合は、原産国で承認及び／又は登録されたことを証明できる証明書又は合法な証拠書類の写しの審査、検証及び評価

c. 登録、拒絶、改正、及び／又は取消に関する検討及び／又は勧告を大臣に提供、及び

d. 単一国家インドネシア共和国の領域に登録されている地理的表示の使用の監督

⑵ 第 （1）項に述べる任務及び職務を行う際、地理的表示専門家チームは、専門知識を構成員要件とする技術評価チームの援助を受けるものとする。

⑶ 第

（2）項に述べる技術評価チームは、地理的表示専門家チームが指名するものとする。

www.peraturan.go.id

第 IV 章

地理的表示の監督

第 33 条

地理的表示の監督は以下のために行われる。

a. 地理的表示が発行される根拠となる評判、品質、及び特性が維持されていることを保証するため、及び

b. 違法な地理的表示の使用を防ぐため

第 34 条

⑴ 第 33 条に述べる地理的表示の監督は、中央政府及び地方政府の権限に合わせて行われる。

⑵ 第（1）項に述べる地理的表示の監督は、大衆によっても行うことができる。

第 35 条

⑴ 第 34 条第（1）項に述べる中央政府による地理的表示の監督を行うために、大臣は地理的表示監督チームを構成する。

⑵ 地理的表示監督チームは、以下の要素から成るものとする。

a. 地理的表示専門家チーム、及び

b. 監督される地理的表示の対象となる商品に適切な専門家

⑶ 第（2）項に述べるチームにより提出される地理的表示の監督結果は、評判、品質及び特性の報告及び合法な地理的表示の使用の報告として、地理的表示専門家チームの会議で伝達される。

⑷ 第（3）項に述べる地理的表示専門家チームの会議の結果は、大臣への勧告を含むことができる。

⑸ 大臣は、地理的表示の権限を有する所有者及び／又は地方政府に勧告を通知する。

www.peraturan.go.id

⑹ 第（4）項に述べる勧告は、以下の通りとする。

a. 評判、品質及び特性に関する提案及び改善

b. 評判、品質及び特性に関連しない明細書の改訂、及び／又は

c. 地理的表示の違法な使用の有無

⑺ 地理的表示の権限を有する所有者が第（6）項 a に述べる勧告に対して何らかの対応をしなかった場合、大臣は地理的表示の抹消を検討することができる。

第 36 条

⑴ 地理的表示の監督が地方政府によって行われる場合、当該地理的表示を管轄とする地方政府の組織が監督を務める。

⑵ 第（1）項に述べる地理的表示の監督結果は、地理的表示専門家チームに伝達してもらえるよう、大臣に報告する。

⑶ 第（2）項に述べる地理的表示の監督結果は、評判、品質及び特性の報告及び合法な地理的表示の使用の報告として提出される。

⑷ 地方政府が行った地理的表示の監督結果を基に、地理的表示専門家チームは協議を行う。

⑸ 第（4）項に述べる地理的表示専門家チームの協議の結果は、第 35 条第（6）項に述べる大臣への勧告を含むことができる。

⑹ 大臣は地理的表示の権限を有する所有者及び／又は地方政府に勧告を通知する。

⑺ 地理的表示の権限を有する所有者が第 35 条第（6）項 a に述べる勧告に対して何らかの対応をしなかった場合、大臣は地理的表示の抹消を検討することができる。

www.peraturan.go.id

第 37 条

⑴ 以下の事態が推測される場合、つまり、

a 地理的表示の発行根拠となる評価、品質、及び特性と要件記載書に不適合が生じた場合、及び／又は

b 地理的表示が濫用的に使用された場合、大衆は証拠を添えたうえで大臣に報告することができる。

⑵ 大臣は第（1）項に述べる大衆からの報告を地理的表示専門家チームに通知する。

⑶ 第（2）項に述べる大衆からの報告を基に、地理的表示専門家チームは検証及び協議を行う。

⑷ 第（3）項に述べる地理的表示専門家チームの協議の結果は、第 35 条第（6）項に述べる大臣への勧告を含むことができる。

⑸ 大臣は地理的表示の権限を有する所有者及び／又は地方政府に勧告を通知する。

⑹ 地理的表示の権限を有する所有者が第 35 条第（6）項 a に述べる勧告に対して何らかの対応をしなかった場合、大臣は地理的表示の抹消を検討することができる。

第 V 章

その他の規定

第 38 条

⑴ 商標として登録された場合、大臣は地理的表示として登録されてから 2 年後に、全て又は一部の同類商品に対して当該登録の取消及び抹消を行う。

⑵ 第（1）項に述べる商標登録の取消及び抹消は、

www.peraturan.go.id

5 年以内に登録された商標にのみ適用される。但し、地理的表示の所有者から同意を得た場合は、除外するものとする。

第 VI 章

経過規定

第 39 条

本大臣令が有効になる前に提出され、進行中である地理的表示の登録出願は、地理的表示に関する政令 2007 年 51 号を基に処理される。

第 VII 章

結語

第 40 条

本大臣令は、公布の日から効力を有する。

www.peraturan.go.id

公衆への周知のために、本大臣令の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

2019 年 6 月 19 日 ジャカルタにて制定

インドネシア共和国法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

2019 年 6 月 25 日 ジャカルタにて法制化

インドネシア共和国
法務・人権省 法令総局長

署名

WIDODO EKATJAHJANA

www.peraturan.go.id